

平成30年度 宮前区での「新たなしくみ」づくりに向けた 区民検討会議等実施支援業務委託仕様書

1 目的

本市では、「参加と協働による地域課題解決の新たなしくみ（以下「新たなしくみ」という。）」の構築に向けて取り組んでおり、この「新たなしくみ」を検討する際の基本理念や今後の方向性などを取りまとめた「（仮称）今後のコミュニティ施策の基本的考え方（以下「考え方」という。）」を平成30年度に策定する予定である（平成30年12月上旬に考え方の素案を公表予定）。

当該業務は、区民参加による未来志向の熟議を通じて、「考え方」で「区域レベルの新たなしくみ」として示される地域での多様な新しい活動や社会的な価値を生み出す基盤を創出する場（以下「（仮称）ソーシャルデザインセンター」という。）の創出に向け、区民とともに地域資源の洗い出しを行い、区民と区職員が共通理解を得るとともに、宮前区における「新たなしくみ」づくりの機運を高めることを目的とする。

2 履行期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

3 委託内容

宮前区における「新たなしくみ」や（仮称）ソーシャルデザインセンターについて、検討するための区民検討会議を行う。準備の一環として、区内の活動相関図作成支援及び活動マップの作成支援や事前勉強会を行うとともに区民検討会議の実施に当たっては、運営手法、テーマ設定、資料構成などの企画立案業務、資料作成、チラシ作成、物品調達などの事前準備業務、司会進行、撮影・録音など当日の運営に係る業務等を行う。

（1）区内の活動相関図及びマップ作成支援

委託者が収集した情報を基に、区内の市民活動等の関係性を相関図にまとめるとともに、市民活動等が行われている場所のマップを作成するための助言及び支援を行う。

（2）事前勉強会の実施

ア 内容：上記の活動相関図及び区内活動マップを基にして、不足している情報を補完した上で、現状を分析する。さらに、区民検討会議の議論となる論点をまとめる。

イ 形式：ワークショップなど参加者同士の対話が行われる形式を取り入れること

ウ 回数：2回

（内訳：区役所職員向け及び区民向け 各1回）

エ 時期：平成31年1月

オ 時間：参加しやすく負担とならない時間帯、時間数

カ 対象：

（ア）区役所職員向け：区役所職員

（イ）区民向け：8月5日に開催した「これからの地域づくりを考える市民検討会議

ワークショップ」の参加者等を中心に発注者で選定する。

キ 人数：20名程度

ケ 運営：当日の進行を発注者と協議のうえ行うこと。

(3) 区民検討会議の実施

ア 内容：様々な主体の参加と協働、創発を生み出す（仮称）ソーシャルデザインセンターの方向性の検討を行う。検討にあたり「これからのコミュニティ施策の基本的考え方（素案）」に基づき行うこと。

イ 形式：ワールドカフェなどイベント開催目的を達成するために、最適な形式を取り入れること

ウ 回数：1回

エ 時期：平成31年3月

オ 時間：参加しやすく負担とならない時間帯、時間数

カ 対象：年代、職業、地域での活動経験などが異なる様々な立場の市民（特にこれまであまり行政と関わりを持たずに地域で独自の活動をしてきた団体関係者の参加が得られる企画とすること）。

キ 人数：60名程度

ケ 運営：当日の進行を発注者と協議のうえ行うこと。

4 他の事業との連携

業務の遂行に当たっては、本市で実施しているコミュニティに関する事業、市民参加の取組等との整合性の確保に努めること。

5 その他

(1) 経費の負担

機材や消耗品の調達費、会場借上料、食糧費など業務に必要な経費が生じる場合は、受託者の負担とする。

(2) 著作権、所有権

成果物等の著作権、所有権等は川崎市に帰属するものとする。また、市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

(3) その他

この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、川崎市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。